

参加規約

「俺ななみとのユニバデート失敗したわ運営（同窓会幹事）」（以下「当グループ」といいます。）が主催するイベント（以下「本イベント」といいます。）への参加について、以下のとおり参加規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

参加申込みを行った時点で、本規約に同意したものとみなします。

第1条（本イベントの性質）

1. 本イベントは、京都府立南陽高等学校第37期卒業生を中心とした交流を目的とする任意参加型イベントです。
2. 当グループは幹事団体として本イベントを運営します。

第2条（参加資格）

本イベントは、当グループが定める入会条件を満たし、当グループが参加を承認した者のみ参加できます。

第3条（参加申込）

1. 参加申込は、当グループが指定する方法により行うものとします。
2. 参加は参加費の支払い完了をもって確定します。
3. 最少催行人数は2名とします。
4. 最少催行人数に満たない場合、当グループはイベントを中止できるものとします。

第4条（参加費の支払い）

1. 参加費は、当グループが指定する支払いポータルサイトにて支払うものとします。
2. 事前決済は、イベント当日の開催時刻まで受け付けます。
3. 開催時刻までに支払いが確認できない（未払い）場合は、次回イベント開催時にその支払いを受け付けるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、2回連続で支払いが受け付けられない（確認できない）場合は、その回のイベントに参加することはできません。

第5条（領収書）

参加費の支払い確認後、マイページにて領収書を自動発行します。

第6条（キャンセルおよび返金）

1. 参加者がキャンセルした場合、会場から当グループにキャンセル料が請求されない限り、参加費は全額返金します。
2. 会場からキャンセル料が請求された場合、当該費用は参加者の負担とします。
3. 天災、交通事情、体調不良等理由を問わず、会場が営業している限り、会場からキャンセル料が請求された場合は参加者へ請求します。
4. 遅刻、途中退出は会場の料金規定に準拠します。
5. 開催時刻までに連絡がない場合、キャンセル扱いとします。

第7条（返金方法および手数料）

1. 返金方法は以下とします。
 - ・銀行振込
 - ・現金手渡し
2. 当グループの責任による返金は当グループが手数料を負担します。

3. 参加者都合による返金は参加者が手数料を負担します。

第8条(余剰金・不足額の取扱い)

1. イベントにおいて発生した余剰分および不足分は、全て次回イベントへ繰り越されます。
2. 返金要請があった場合は手数料なしで返金します。
3. 前項の繰り越しに伴う精算により、個人によって実際の支払金額が異なります(変動します)。

第9条(収支報告)

すべての収支は、当グループが指定する収支報告サイトにて案内します。

第10条(お願い事項および禁止行為)

本イベントは参加者同士の楽しい交流を目的としています。

参加者は節度ある行動にご協力ください。

次の行為は、イベント運営および安全確保の観点からお控えください。

1. 会場、他の参加者または第三者に著しい迷惑や危険を及ぼすおそれのある行為
2. 法令または社会通念上問題となるおそれのある行為
3. 過度な飲酒により安全確保が困難になる行為
4. 暴力的、威圧的または不快感を与える行為
5. 会場の利用規則に反する行為
6. イベントの円滑な運営を妨げるおそれのある行為

第11条(運営上の対応)

1. 当グループは安全確保および円滑な運営のため必要と判断した場合、参加者へ注意、行動制限または退場をお願いすることがあります。
2. 前項により退場となった場合、参加費の返金を行わない場合があります。

第12条(免責事項)

1. 参加者間のトラブルについて当グループは責任を負いません。
2. 参加者の違法行為等について当グループは責任を負いません。
3. 捜査機関から要請があった場合、当グループはこれに協力する場合があります。

第13条(個人情報)

個人情報の取扱いは別途定めるプライバシーポリシーに従います。

第14条(第三者への情報開示)

以下の場合、個人情報を開示することがあります。

1. 法令に基づく場合には
2. 人命・財産保護に必要な場合
3. 捜査機関から正当な手続きを経た要請があった場合

第15条(イベント中止)

以下の場合、イベントを中止または変更できるものとします。

- ・天災
- ・会場都合
- ・参加者不足

・運営困難と判断した場合

第16条(規約変更)

本規約は必要に応じ変更できます。

変更後はWeb掲載時点から効力を生じます。

第17条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠します。

紛争は運営所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄とします。